

派遣延長が可能な期間

運営委員会において派遣延長が必要と認める場合には、6ヶ月毎に協議の上、最長2年まで延長可能とする。

ただし、地域センター病院、初期被ばく医療機関及び圏域内の医師数が特に少ない地域（※）の医療機関については、2年を超える派遣期間の延長を可能とする。

なお、この取扱いは、同一の派遣先医療機関における同一の診療科への派遣に対するものであり、派遣元医療機関が変更になった場合も同様とする。

※人口10万人当たりの医療施設従事医師数が全道平均の1/2以下の圏域

緊急に医師を派遣する必要性の判断基準

派遣先医療機関に対する医師派遣の要否を決定するに当たっては、次の点から緊急に医師を派遣する必要性について検討する。

1 緊急臨時的医師派遣事業の対象としての妥当性

次の要件のいずれかに該当すると認められること。

- (1) 派遣要請のあった診療科における医師数の状況
当該診療科に勤務する医師数が、過去6ヶ月以内に減少し、若しくは今後6ヶ月以内に減少することが確実な状況にある医療機関、又はそれらに準じた状況にあると認められる医療機関であること。
- (2) 代替医師の派遣要請
代替医師の派遣要請においては、次の状況にあると認められること。
 - ア 医師不足から過重な勤務環境にある医師の出張、有給休暇取得等
 - イ その他、地域医療提供体制の維持のために最低限必要と認められる派遣要請であること。

2 地域における医療を確保するための医師派遣の必要性

1に該当する医療機関のうち、厚生労働省が実施した「医師、歯科医師、薬剤師調査」の直近のデータにおいて、道内の人口10万人当たりの医師数が、全道平均を下回る2次医療圏に所在する医療機関であって、原則として、次のいずれかの点が認められるものとする。

- (1) 北海道医療対策協議会からの医師派遣に関する情報提供
北海道医療対策協議会からの情報提供があった医療機関
- (2) 医療機関の地域における位置づけ
次のいずれかの特性を有する医療機関
 - ア 自治体立病院又は診療所
 - イ 公的医療機関（アを除く）
 - ウ 地域における唯一の診療科を有する医療機関
 - エ 地域における唯一の入院病床を有する医療機関
- (3) 現在の医療提供体制の維持の困難性
過去6ヶ月以内に次のいずれかの状況が発生したか、又は今後6ヶ月以内に発生するおそれがある医療機関
 - ア 地域における唯一の診療科の休診
 - イ 救急医療の提供体制の維持が困難な状況
 - ウ 医師の不在が、現在の医療提供体制や医師の勤務環境に重大な影響を与えると認められる状況

3 開設者の努力のみで緊急に医師を確保することの困難性

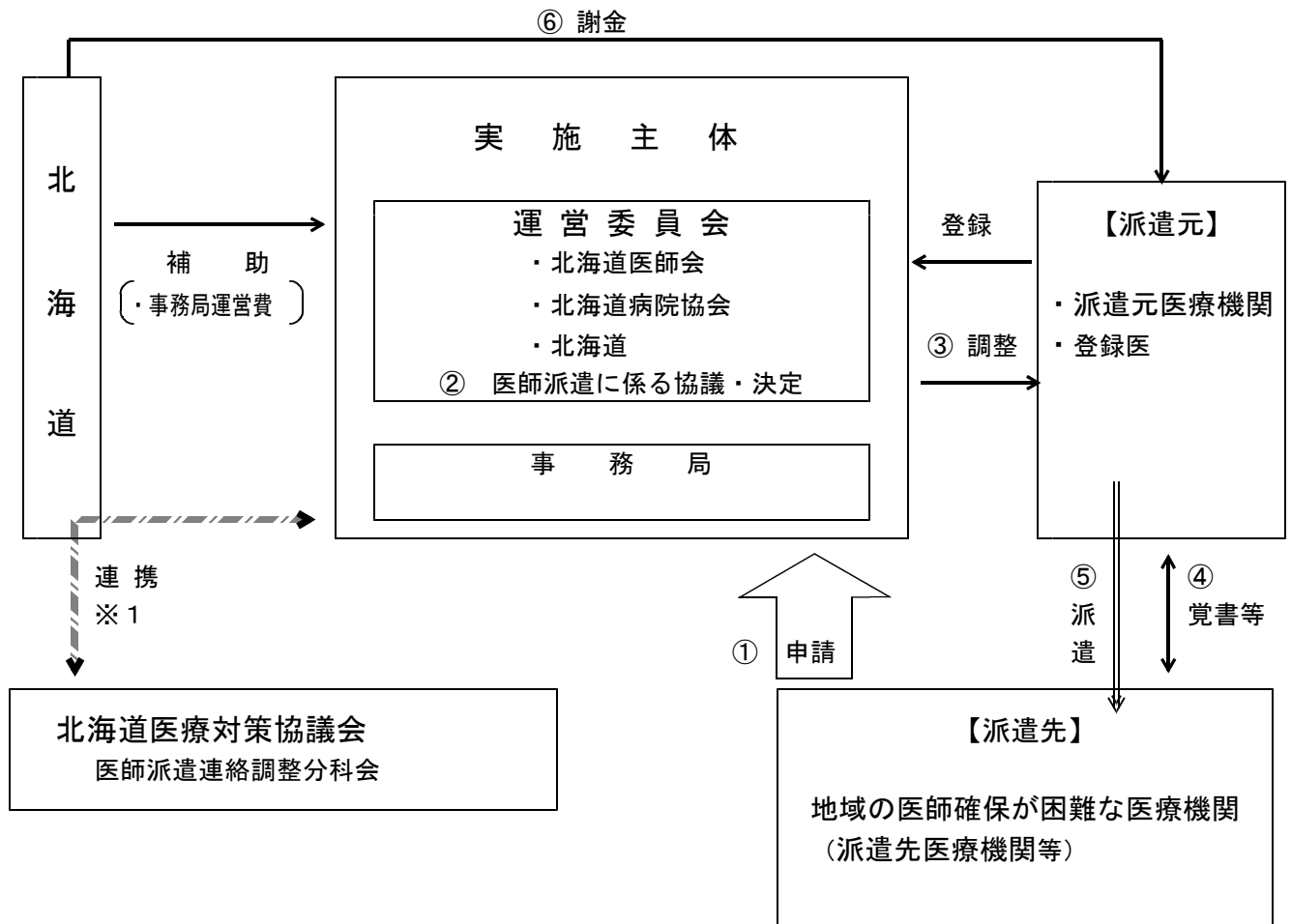
1及び2に該当する医療機関のうち、原則として、次の点が認められるものを優先する。

- (1) 医師確保のための取り組み状況
過去6ヶ月以内に、北海道医療対策協議会、医育大学、地域医療振興財団若しくは他の法人等が開設する医療機関に対する医師派遣の要請、又は求人広告による医師の募集等、医師確保のための取り組みを実施している医療機関
- (2) その他の取り組み状況
現在の医療提供体制を維持するため、勤務ローテーションの見直しや地域の医療機関との調整等、医師確保以外の対応について、開設者としての努力が尽くされていると認められる医療機関

4 その他

上記の基準により難しい場合にあっては、運営委員会において厳正に審査を行い、特に必要と認める場合には派遣を行う。

派遣の手続



※1 実施主体と北海道医療対策協議会（医師派遣連絡調整分科会）との連携の主なもの

- ・ 北海道医療対策協議会において調整が整わなかった事案のうち、申請者が短期間の派遣を望む事案について、実施主体に情報提供。
- ・ 派遣実績及び医療機関の医師充足状況等についての情報の共有 等

別紙4 【覚書等の標準様式】

緊急臨時的医師派遣に関する覚書

〇〇病院の診療業務に従事させるため、緊急臨時的に派遣する医師（以下「派遣医師」という）の取扱について、医師を派遣する△△病院開設者（以下「甲」という）と派遣を受ける〇〇病院開設者（以下「乙」という）は、緊急臨時的医師派遣事業実施要綱（以下「実施要綱」という）に定めるもののほか、次の事項に関して合意した。

第1 医師の派遣

- (1) 甲は、乙の要請に基づき、甲の医師を乙に派遣する。
- (2) 医師派遣の業務内容、人数、派遣期間、就業場所、指揮命令者、派遣元責任者及び派遣先責任者は、次のとおりとする。
 - ① 業務内容 A業務 □□□□
 B業務 ■ ■ ■ ■
 - ② 人 数 A業務 ○名
 B業務 ○名
 - ③ 派遣期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
 - ④ 就業場所 〇〇病院 〇〇科（〇階 内線〇〇〇）
 - ⑤ 指揮命令者 〇〇病院長 〇〇〇〇
 - ⑥ 派遣元責任者 △△病院△△部長 △△△△ 電話番号 △（△）△△
 - ⑦ 派遣先責任者 〇〇病院〇〇課長 〇〇〇〇 電話番号 〇（〇）〇〇
- (3) 就業日、就業時間、休憩時間、時間外労働及び宿日直は、次のとおりとする。
 - ① 就業日 土曜、日曜、祝日を除く毎日
 - ② 就業時間 〇時から〇時まで
 - ③ 休憩時間 〇時から〇時まで
 - ④ 時間外 就業時間外の労働は、1日〇時間、週〇時間の範囲で命ずることができるものとする。
 - ⑤ 宿日直 宿直は週〇回、日直は月〇回命ずることができるものとする。

第2 給与等

- (1) 乙が甲に対して支払う費用は、次の合計の範囲内とする。
 - ① 甲が派遣医師に支給する給与（社会保険料及び労働保険料の事業主負担分を含む）の額
 - ② その他、甲と乙が協議し合意した額
- (2) 派遣期間に1ヶ月未満の期間が生じる場合には、その日数に応じ按分して支払う。
- (3) 乙は、派遣医師に係る時間外勤務、宿日直等を含む勤務状況を把握し、毎月定期的に甲に報告する。
- (4) 乙の業務に必要な出張旅費、現物貸与する宿舍等については、乙の規程等に基づき、乙から派遣医師に支給する。

第3 謝金

乙は、実施要綱第6のただし書きに該当する場合は、その金額を甲に支払う。

第4 福利厚生

乙は、乙が雇用する職員が利用する給食施設、レクレーション施設等の施設または設備について、派遣医師が利用することができるよう便宜を図る。

第5 派遣医師の移動等における事故に関する責任等

- (1) 派遣先医療機関への赴任から派遣元医療機関への帰任までの間の事故については、派遣先医療機関が責任を負う（保険料負担を除く）ものとする。
なお、保険料は、実施主体が負担する。
- (2) 派遣医師が労働災害に被災した場合は、乙は遅滞なく甲の派遣元責任者に連絡するとともに、労働者死傷病報告の写しを甲に送付する。

第6 医事紛争

- (1) 乙の病院で発生した医事紛争の処理及び補償その他の措置はすべて乙が行う。
- (2) 派遣医師に故意又は重大な過失がある場合は、乙は甲に求償権を有する。
- (3) 乙は、あらかじめ派遣医師を医師賠償責任保険に加入させる等、医事紛争の処理及び補償等の体制の確立を図ること。

第7 派遣医師からの苦情

- (1) 苦情の申し出を受ける者
甲においては、△△病院△△係長 △△△△ 電話番号 △（△）△△
乙においては、〇〇病院〇〇係長 〇〇〇〇 電話番号 〇（〇）〇〇
- (2) 苦情処理方法、連携体制等
 - ① 甲における(1)記載の者が苦情の申し出を受けたときは、ただちに派遣元責任者の△△部長へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となり、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣医師に説明すること。
 - ② 乙における(1)記載の者が苦情の申し出を受けたときは、ただちに派遣先責任者の〇〇課長へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となり、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣医師に説明すること。
 - ③ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するなど、密接に連絡調整を行い、その解決を図ることとする。

第8 覚書の解除に当たって講ずる派遣医師の雇用の安定を図るための措置

- (1) 事前の申し入れ
乙は、専ら乙に起因する事由により、覚書の契約期間が満了する前の解除を行お

うとする場合には、甲の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって甲に解除の申し入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

甲及び乙は、覚書の契約期間が満了する前に派遣医師の責に帰すべき事由によらない覚書の解除を行った場合には、派遣医師の新たな就業機会の確保を図ることとする。

第9 協議等

- (1) この覚書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上決定する。
- (2) 派遣医師の診療内容等、覚書上明らかでないものについては、必要に応じて甲が乙に対して意見を述べることができる。

以上を合意した証として本書面2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 △△△△

乙 〇〇〇〇